

<p>2) 収入証紙消印実績簿の件数、種類、金額に限りがあった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 373 筆 平成 23 年度分 59 筆 合計 432 筆</p> <p>4) 狐川渡瀬工事において、設計変更に伴う変更契約手続きの時期が遅延していた。</p>	<p>施し債権回収に努める。</p> <p>なお、④公正入札違約金については、破産管財人による破産手続き中であるため、引き続き状況を確認して適切に対処する。</p> <p>2) 電算システムの入力ミスと管理者のチェック漏れが原因となっていたことから、チェック方法や体制を見直し、適正な事務執行を図ることとした。</p> <p>3) 平成 23 年度分の未登記については、4 筆が未登記であるが、国土調査完了後に登記する見込みである。</p> <p>また、「過年度未登記処理方針」に基づき、専門家相談を活用した分類作業や、分類に基づく再調査等の結果、36 件（平成 24 年 12 月未現在）の過年度未登記を解消した。（12 月未現在 過年度未登記 337 件） 今後、引き続き分類作業の結果による再調査や交渉を行い未登記の解消に努める。</p> <p>4) 本件では、土砂内に含まれているコンクリート製の処分量が渡瀬土全体の抑削後でなければ判明しない状況であり、処分量の確定の後に変更契約を行ったが、変更契約日と工事完成日が同日となったものである。</p> <p>年末の多忙な時期と重なり、変更契約まで日数を要した事が原因であることから、変更契約に必要な数量を早期に確定できるよう、請負者との協議を密にし、工事工程の適確な把握を行うこととした。</p>
---	--

<p>監査対象所属 県土整備部 県南建設事務所</p> <p>監査対象期間 平成 23 年度</p> <p>監査実施日 平成 24 年 5 月 16～18 日、6 月 13 日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指摘事項) 2 件 (収入 2)</p> <p>1) 河川使用料について、平成 22 年度分を平成 23 年度に測定を行っているものがあった。 1 件 14 先 567,815 円</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 河川使用料について、平成 22 年度分を平成 23 年度に測定を行っているものがあったことについて 国土交通省の河川古用許可に関する占用料について、台帳管理及びチェック体制に問題があったことから、 ①台帳上、入力事項が許可書と整合しているかのチェックができる記入欄の整備、及び入力ミスがあった場合はエラーメッセージが表示されるよう改善した。 ②チェック体制を強化するためチェックシートを作成して、台帳入力時、年度当初、</p>
--	---

<p>2) 道路使用料の測定が遅延しているものがあった。</p> <p>(指導事項)</p> <p>6 件 (収入 1、物品 1、財産 2、工事 2)</p> <p>1) 歳入について、次のおり収入未済があった。</p> <p>①河川使用料 過年度分 250,900 円 平成 23 年度分 8,416,620 円 合計 先数 4 件 8,667,520 円</p> <p>②工事契約解除に伴う前払金返還利息 過年度分 先数 3 件 673,466 円</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあった。 過年度分 802 筆 平成 23 年度分 16 筆 合計 818 筆</p>	<p>及び測定同一起案時において複数チェックを実施することとした。</p> <p>2) 道路占有料の測定が遅延していたことについて 継続占用の場合、事務手続き上、膨大な占用物件の測定ミスを防ぐために占有者から提出してもらった「占用数量の調書」と、道路管理者側で把握している「占用一覽」との突き合わせに時間を要していたが、今後は占有者に早期の調書提出を依頼し、突き合わせ作業を含めてスケジュール管理を徹底して、速やかに測定事務が行えるよう各占有者を指導していく。</p> <p>1) 歳入に収入未済があったことについて ①河川使用料について 過年度分は、平成 23 年度中に債務者から納入誓約書を徴した 1 件、その他 4 件、平成 23 年度分の 2 件について引き続き関係者に納入を督促していく（合計先数 3 件）。 なお、過年度分で納入誓約書を徴した 1 件については、平成 24 年 12 月未までに 19,420 円を納入済み、平成 23 年度分 8,316,000 円は平成 24 年 7 月に納入済みである。 ②工事契約解除に伴う前払金返還利息について 3 件いずれも登記簿上存在する法人で代表者も生存しているため、今年度出納局で定めた「税外収入未収金に係る権利放棄の判断基準」の要件には該当しないこととなる。今後も登記簿上の代表者に納入の督促を続ける。</p> <p>2) 原材料品出納簿について 残高数量を確認して、出納簿に受払数量を記載した。今後は数量の増減のあった都度出納簿に記載し、管理の徹底を図る。</p> <p>3) 取得用地の未登記について 平成 23 年度から用地課で定めた「未登記解消に向けた基本方針及び対策」に基づき、未登記案件を解消可能な案件と解消困難な案件に分類作業を進めており、平成 25 年度から解消可能な未登記案件に重点的に取組み、未登記案件の解消を図ることとしている。</p> <p>なお、現在平成 23 年度分の未登記は全て登記済みで、過年度分については 798 筆に減少している。</p>
--	---

<p>4) 水位観測テレメータ用の賃借地について、借受財産移動報告がされておらず借受財産台帳が未整備であった。</p> <p>5) 変更契約に伴う工事打合せ簿に所内決裁がされていないものがあつた。</p> <p>6) 県道災害防除工事において、工事金額に係る変更契約をしていたが、工事打合せ簿が作成されていなかった。</p>	<p>4) 水位観測テレメータ用賃借地の借受財産移動報告について 県公有財産事務取扱規則に基づき借受財産移動報告を行った。今後、借受財産があつた場合は、速やかに移動報告を行うよう徹底を図る。</p> <p>5) 変更契約に伴う工事打合せ簿に所内決裁がされていないものがあつた件 設計変更の必要が生じた都度、速やかに工事打合せ簿を作成して決裁を受けることとし、改めて処理の適正化・再発防止に向け「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」等に基づく処理の徹底を図っていく。</p> <p>6) 県道災害防除工事の変更契約について工事打合せ簿が作成されていなかった件 変更の必要が生じた都度、速やかに工事打合せ簿を作成して決裁を受けることとし、改めて処理の適正化・再発防止に向け「建設工事の設計及び契約変更事務処理要領」等に基づく処理の徹底を図っていく。</p>
--	--

<p>監査対象所属 県土整備部 富士・東部建設事務所 (本所)</p> <p>監査対象期間 平成23年度</p> <p>監査実施日 平成24年5月28～29日、6月21日</p> <p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 3件 (収入2、財産1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①河川使用料 平成22年度分 31,320円 平成23年度分 31,320円 合計 先数 1件 62,640円</p> <p>②道路使用料 平成20年度分 先数 1件 10,560円 ③工事契約解除に伴う前払金返還利息 平成20年度分 先数 1件 31,636円</p> <p>2) 上記の収入未済に係る「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に關する規則」に定められた督促状が発付されていなかった。</p> <p>3) 取得用地に未登記のものがあつた。 過年度分 490筆</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 収入未済について ①平成22年度分 (31,320円) については、平成24年4月12日に収納済である。未収残高についても、引き続き債権回収に努めていく。</p> <p>②、③ともに同一債務者であり、平成25年1月16日より当該債務者の破産手続きが開始されたため、今後は裁判所や破産管財人と連絡を取りつつ債権回収に努めていく。</p> <p>2) 収入未済に係る督促状について 「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に關する規則」に基づき、督促状の発付を行った。</p> <p>3) 取得用地の未登記について 取得用地の過年度未登記については、専任の非常勤嘱託職員を配置するとともに、正担当者として用地課長、副担当者として用地担当リーターを充てて処理を行った。 過年度未登記処理方針に基づき、土地家屋調査士や司法書士の意見を参考として、未登記案件を解消可能な案件と解消困難な案件に分類し、解消可能な案件に重点的に</p>
--	--

<p>監査対象所属 県土整備部 富士・東部建設事務所 (吉田支所)</p> <p>監査対象期間 平成23年度</p> <p>監査実施日 平成24年5月21～23日、6月15日</p> <p>監査の結果</p>	<p>取り組んだ。平成24年度は18筆の過年度未登記を登記済みとした。 今後も、引き続き過年度未登記処理方針に基づき未登記案件の解消を図っていく。</p>
--	---

<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 継続許可に係る道路使用料について測定が遅延しているものがあつた。4件 2,234,633円</p> <p>①河川使用料 平成22年度分 先数 1件 255,920円</p> <p>②道路使用料 平成20年度分 先数 1件 1,400円</p> <p>(指導事項) 6件 (収入1、物品2、財産2、工事1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があつた。</p> <p>①河川使用料 平成22年度分 先数 1件 255,920円</p> <p>②道路使用料 平成20年度分 先数 1件 1,400円</p>	<p>講じた措置 (又は今後の方針等)</p> <p>1) 測定ミスを防止するため、占用数が多い占用者と事前に数量等の照合を行っており、この作業が遅延したことから、測定の時期が遅れたものである。今後は、占用者に早期の調査提出を依頼し、突き合わせ作業を含めてスケジュール管理を徹底して、速やかな測定に努めていく。</p> <p>1) ①河川使用料については債務者と協議を重ねた結果、債務者が経済的に困難しており一括納付が困難であることから、債務者から「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させ、分割納付とすることにした。これにより、平成24年12月から分割納付による債権回収に努めている。</p> <p>②道路使用料については、債務者は会社整理には至っていないが経営が著しく悪化し、連絡が取れない状況である。監査日以降も債務者に督促の電話をかけてはいるが応答がないため、相手方と連絡は取れていない。今後も督促を継続するとともに、効果的な債権回収の方法について関係所属と検討していく。</p> <p>2) 事務引継ぎが適正になされていないかつたのは、物品取扱者を誤っていたためであり、郵便切手類受払簿の物品取扱者名の誤りを訂正し、適正な引継ぎが行えるようにした。(富士・東部建設事務所吉田支所次長→富士・東部保健福祉事務所次長)</p> <p>3) 現品確認を実施し、物品出納員に報告した。この際、帳簿と現品が不一致のものについては、過去の経緯を調査のうえ帳簿記載又は物品売却処分の措置をとった。</p> <p>4) 平成23年度分については、23年度末に売買契約した用地の登記が24年度になってしまったものであり、全て登記を完了している。また、過年度分については、2</p>
---	---

3) 財務規則第151条関係運用通知による備品の現品確認は行われていたが、一部帳簿と現品が一致していなかった。

4) 取得用地に未登記のものがあつた。
過年度分 245筆 平成23年度分 12筆 合計 257筆

5) 一般県道青木ヶ原線津線道路工事に、側溝工の積算に誤りがあり、過少積算となっていた。また、側溝蓋の設置枚数が設計より多く施工されていたが、出来高数量表の表測値が設計と同数であり、その内容が工事打合簿に記載されていた。	4年度中に2筆を登記済とした。その他については、過年度未登記処理方針に基づき、計画的に解消を図っていく。 5) 請負者提出の出来高数量表を再提出させ誤謬を修正した。また、今後、変更契約の際に、発注者、請負者の双方による契約数量、出来高数量等のチェックを徹底させ、ミスの再発防止を図る。
6) 河川使用料の収入未済に係る河川法第24条に基づき河川占用許可は、平成20年10月10日から平成23年3月31日までとなっていたが、その後の更新等がされないまま河川の占用が行われており、不法占用の状態となっていた。	6) 元占用者に対し、工作物の撤去と返地を求めているが、元占用者が経済的に困難しており、工作物の撤去費用が負担できない状況である。このため、今後も粘り強く指導を続け、工作物の撤去と返地を強く求めていくなど、不法占用の解消に努めていく。

企業局 発電総合制御所	企業局 発電総合制御所
監査対象期間 平成23年度	監査対象期間 平成23年度
監査実施日 平成24年5月23日、6月14日	監査実施日 平成24年5月23日、6月14日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) 2件 (契約1、物品1) 1) 契約期間が翌年度にまたがる幅広複写機のリース契約について、契約書に山梨県長期継続契約を締結することができると定める条項の運用通知に基づき長期継続契約である旨等の条項の記載がなかった。 2) リース物品である幅広複写機について、財務規則第168条に規定する占有物品抽出調書が作成されていなかった。	1) 当初は長期継続契約を締結していたが、再リースとなったため単年度契約に移行した。ただし、当該契約が会計年度を跨いでいたため平成24年度は6月の契約更改時に期間を25年3月31日までとした。当該機器は再リース品のため最も安価な料金設定になっており、平成25年度以降も単年度リース契約とした。 2) 財務規則第168条に規定する占有物品抽出調書を作成した。今後は、財務規則に基づき適正な事務処理に努める。

企業局 早川水系発電管理事務所	企業局 早川水系発電管理事務所
監査対象期間 平成23年度	監査対象期間 平成23年度
監査実施日 平成24年5月24日、6月20日	監査実施日 平成24年5月24日、6月20日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) 2件 (物品1、財産1) 1) 前年度末に既に納品され支払いが完了している物品の購入において、所属内の連絡等の不徹底から新年度に再度の物品要求、納品、換取のうえ二重払いがされていた。 なお、当該事案については、既にれい入処理がされていた。 2) 資本的支出となる建物の水力発電設備改良費の固定資産台帳について、改良の対象となった既存建物の耐用年数を登録すべきところ、異なる	1) 物品購入の手続きを見直し、職員に周知徹底することにより再発防止を図ることとした。 2) 当該資産の耐用年数については、修正を行った。また、減価償却費の計算の誤りについては、平成24年度決算において修正す

る耐用年数を登録していた。その結果、建物の減価償却費の計算に誤りがあった。
今後は、各段階でのチェックを徹底し、適正な事務処理に努める。

企業局 霞吹川水系発電管理事務所	企業局 霞吹川水系発電管理事務所
監査対象期間 平成23年度	監査対象期間 平成23年度
監査実施日 平成24年5月30日、6月22日	監査実施日 平成24年5月30日、6月22日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) 2件 (物品1、工事1) 1) 郵便切手類受払簿の引継ぎにおいて、財務規則第264条第2項に規定する帳簿末尾余白への年月日の記載並びに前任者及び後任者の記名押印がなされていた。 2) 小屋敷第一発電所法面補修工事において、変更契約内容の山梨県公共事業ポータルサイトへの掲載による公表が行われていなかった。	1) 速やかに新旧の職員により再確認を行った。今後は、財務規則に基づき適正な事務処理に努める。 2) 平成24年5月30日付けで処理を行い、平成24年5月31日付けで「入札関連情報」として公表した。今後は、チェック体制の徹底を図り、適正な事務処理に努める。

企業局 石和温泉管理事務所	企業局 石和温泉管理事務所
監査対象期間 平成23年度	監査対象期間 平成23年度
監査実施日 平成24年5月29日、6月22日	監査実施日 平成24年5月29日、6月22日
監査の結果	監査の結果
(指導事項) 4件 (収入2、契約1、重点1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 温泉供給収益収入 過年度分 12,211,031円 平成23年度分 3,734,592円 合計 先数 39件 15,945,623円	1) 短期未納者に対しては、電話での請求や直接訪問することにより、未収金の徴収を行った。 滞納が長期化するおそれのある者に対しては督促状を発行し、一部徴収を行った。この結果、過年度分のうち626,927円、平成23年度分のうち2,617,121円の未収金を徴収し、1月末現在で過年度分11,584,104円 平成23年度分1,117,471円 合計 先数 14件 12,701,575円の収入未済となっている。 今後も引き続き督促、催促を行い、督促状を送っても納入のない者に対しては、山梨県営石和温泉給湯規程及び給湯契約書の規定に基づき給湯停止や契約解除等の措置を講じていく。 2) 1月に調達した温水計量器の契約においては、請書を徴した。今後は、財務規則に基づく適正な事務処理に努める。 3) 今年度、滞納が長期化するおそれのある者に対して督促状を発行した。今後も未収状況に応じ督促状を発行し、未収金回収に努めていく。 4) 漏れのあった延滞債権管理簿を作成した。今後は、ガイドラインに基づく適正な事務

企業局 石和温泉給湯使用料の収入未済について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める延滞債権	企業局 石和温泉給湯使用料の収入未済について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める延滞債権
温水計量器の調達に関する契約において、請書が徴されていないがあった。 3) 石和温泉給湯使用料の収入未済に係る督促状の発行がされていないものがあつた。	2) 温水計量器の調達に関する契約において、請書が徴されていないがあった。 3) 石和温泉給湯使用料の収入未済に係る督促状の発行がされていないものがあつた。

管理簿が、一部作成されていなかった。 処理に努める。

監査対象所属	教育庁 総務課	
監査対象期間	平成23年度	
監査実施日	平成24年7月11日、8月17日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 2件 (支出1、物品1)	1) 複写サービス提供契約における機械維持料金の支払いが、3ヶ月に満たない期間については、日割り計算することとなっているが、3月分の支払いにおいて日割り計算しないままの請求がなされ、そのままその金額を支払っており、過払いとなっていた。 2) 小型回転椅子等の購入に伴い不用となった小型回転椅子等112脚を処分していたが、物品返納書が作成されていなかった。	
	1) 複写サービス提供契約における機械維持料金の過払い分339円については、契約の相手方と協議を行い返金を受けることとし、平成24年10月26日に収納した。 今後は、請求時に契約書の該当条項とのチェックを履行し、請求金額に誤りがないかを確認することで、再発を防止する。 2) 平成24年9月18日付けで小型回転椅子等112脚についての物品返納書を作成し、備品台帳を整理した。 今後は、備品を更新するときは、取得と棄却等の処理を一体的に行えるよう取得時に備品台帳の数量との突合を徹底し、再発を防止する。	

監査対象所属	教育庁 学校施設課	
監査対象期間	平成23年度	
監査実施日	平成24年7月10日、8月17日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 1件 (契約1)	1) 平成24年度に契約を予定していた東部地域総合制高校仮設校舎の賃貸借契約については、監査結果に基づき、契約内容を改めた。 仮設校舎の賃貸借の期間は3月31日までとし、設置及び復旧に要する期間とは区別した内容の契約書により施工することとした。 今後は、契約内容に不備がないよう、契約書の記載内容の見直しを行う。	

監査対象所属	教育庁 高校教育課 (新しい学校づくり推進室)	
監査対象期間	平成23年度	
監査実施日	平成24年7月6日、8月17日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 5件 (収入4、重点1)	1) 分納者を除く計48件の滞納者に対して催告書を送付、また電話による督促及び所在調査及び相続人調査等も併せて行った。	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①教育奨励資金貸付金償還金 過年度分 12,422,400円		

監査対象所属	教育庁 社会教育課 (新図書館建設室)	
監査対象期間	平成23年度	
監査実施日	平成24年7月10日、8月17日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 3件 (収入2、契約1)	1) 収入未済になっている710,000円については、山梨ことぶき勸学院の基本学習費として果に納入するため東東教育事務所で保管していた現金が亡失したものであり、平成23年5月31日に同所から日下部警察署に被害届を提出し、警察による捜査が行われている。当該現金の亡失は盗難による第三者の不法行為である可能性が高いことから、捜査の状況を見守りつつ民法の規定による損害賠償責任を追及していく。 2) 平成24年度の講演料については講師に直接支払っているのと同様な事例はないが、	
2) 平成23年度山梨ことぶき勸学院・大学院第4回中央ふれあい行事における後援会の講師		

監査対象所属	教育庁 社会教育課 (新図書館建設室)	
監査対象期間	平成23年度	
監査実施日	平成24年7月10日、8月17日	
監査の結果	講じた措置(又は今後の方針等)	
(指導事項) 3件 (収入2、契約1)	1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①雑入(山梨ことぶき勸学院学習費) 平成23年度分 先数1件 710,000円	
2) 平成23年度山梨ことぶき勸学院・大学院第4回中央ふれあい行事における後援会の講師		

その結果、5件が完納、23件が分納承認・分割予約書提出・分納再開等となった。
平成25年1月末現在で収入未済額「教育奨励資金貸付金償還金」12,628,200円「地域改善対策高等学校等奨励資金返還金」20,883,275円「定時制課程等修学奨励金返還金」762,000円である。今後は文書・電話・現地調査等により未済金の回収に努めている。

平成23年度分 649,200円
合計 先数 51件 13,071,600円
②地域改善対策高等学校等奨励資金返還金
過年度分 8,689,550円
平成23年度分 12,583,204円
合計 先数 33件 21,272,754円
③定時制課程等修学奨励金返還金
過年度分 先数 8件 762,000円

2) 山梨県地域改善対策高等学校等奨励資金貸付金において、同貸与条例施行規則第11条に規定する貸与を受けた者から提出されるべき「奨励資金借付証書」が未提出のものが37件、金額で57,917,980円であった。
3) 教育奨励資金貸付金償還金の収入未済額について、所属で管理している台帳と財務会計システム上の金額に89,000円の誤差が生じていた。
4) 地域改善対策高等学校等奨励資金返還金の収入未済に係る「山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則」に定められた督促状が発付されていないものがあった。
5) 上記収入未済に係る延滞債権管理簿について、「山梨県債権管理ガイドライン」に定める様式に準じて作成されていなかった。
6) 台帳と財務会計システム上の差額については、台帳記載に漏れがないか過去の文書を再度整理する一方、会計課にも協議中であり、誤差の解消に努めている。
7) 地域改善対策高等学校等奨励資金返還金の収入未済に係る督促状については、平成24年度測定からは、未納者全員に督促状を発布し、徴収に努めている。
8) 収入未済に係る延滞債権管理簿については、全奨学金の全ての債権者について作成完了した。今後は債権管理について十分留意し、管理簿の更新等適切な事務処理を行っている。

派遣の契約書について、契約解除のための違約金徴収条項が規定されていないかった。	業者を通じ依頼する事例が生じた場合は同様に漏れないよう注意する。
3) ことぶき物学院の事業に係る基本学習費については、財務規則第44条に規定する現金で収納できる経費に該当しないが、平成23年度まで当該経費を各教育事務所を通して現金で取り扱い、当該現金の収納を事後に一括測定していた。	3) 山梨ことぶき物学院の事業に係る基本学習費については、個々の学生を納入とした納入通知書により金融機関を通じて収納する方法に改めた。
また、平成23年度の東山梨学園及び東八代学園の学院生110人から基本学習費として徴収した現金の一部71万円を亡失した。	平成23年度に亡失した現金に係る措置については、1) において回答したとおりである。

監査対象所属 教育庁 スポーツ健康課 (全国高校総体推進室)	
監査対象期間 平成23年度	
監査実施日 平成24年7月6日、8月17日	
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (財産1) 1) ハケ岳スケートセンターの自動販売機の設置に係る行政財産目的外使用許可について、許可更新後の移動報告がされていないかった。	1) 平成24年8月13日付け教文健第1699号にて、移動報告書を提出した。 今後は、山梨県公有財産事務取扱規則を遵守し、許可及び変更等があった場合には、直ちに報告する。

監査対象所属 教育庁 学術文化財課	
監査対象期間 平成23年度	
監査実施日 平成24年7月11日、8月17日	
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 1件 (支出1) 1) 特別天然記念物カモシカ保護指導委員並びに保護行政担当者会議の参加費について、需用費で支出することとされている資料代を負担金科目で支出していた。	1) 平成24年度の支出に際しては、特別天然記念物カモシカ保護指導委員並びに保護行政担当者会議の参加費のうち資料代は、予算で需用費科目への計上がないため、負担金科目から需用費科目へ科目更正したうえで、需用費科目から支出した。 今後は、資料代については需用費で予算計上を行い、支出することとする。

監査対象所属 議会事務局	
監査対象期間 平成23年度	
監査実施日 平成24年8月6～7日、8月31日	
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 4件 (支出3、物品1) 1) 政務調査費収支報告書について、次のとおり記載誤りがあった。 ①平成23年度政務調査費収支報告書の調査研究費と人件費の金額が、調査研究活動記録票	1) 議員から、金額の訂正、記載不備等の修正を内容とした報告書類が提出された。 今後は、議員から提出された報告書類の審査においては、より一層内容の精査を行

の集計金額と相違していた。(ただし、収支報告書の合計金額は相違はなかった。)	ない、適正な処理を図る。
②平成23年度政務調査費収支報告書において、4月14日に事務費として1,217円計上(按分率1/2)しているが、調査研究活動記録表に経費の内容等が記載されていた。	
③平成23年度政務調査費収支報告書において、6月以降パソコン2台及び周辺機器(サーバー・プリンター・ソフト等)のリース料を月額30,187円計上(按分率1/2)しているが、調査研究活動記録票に支払日の記載不備、及び目的・内容等の記載漏れがあった。	
2) 平成24年2月定例会予算特別委員会総括審査の録画放送実施に係る委託契約において、単価契約であるにもかかわらず、契約書には予定数量の記載がなかった。	2) 平成24年度契約の締結にあたっては、契約書に予定数量を明記した。今後は契約に関する事務の適正な執行に努める。
3) 平成24年2月定例会予算特別委員会総括審査の録画放送実施に係る委託契約において、契約書には放送時間帯は6時から24時とされているが、完了報告書によると、平成24年3月30日に21時から25時14分の間放送しており、24時以降の放送分も含めて請求し、支払いが行われていた。	3) 24時以降の放送分の支払については、事前に放送局と契約書に基づき協議により放送することを承認しており、連続した放送分として支払を認めることとした。 予算特別委員会総括審査の録画放送の時間帯については、これまで契約書において6時から24時までと定められていたが、視聴者の生活の多様化、録画機器等の普及等により平成24年度契約の締結にあたっては、放送時間帯を明記しないこととした。
4) パソコン等のリース物品について財務規則第168条に規定する占有物品払出調査及び受入調査が作成されていなかった。	4) 財務規則第168条に規定する占有物品払出調査及び受入調査を作成した。

監査対象所属 警察本部	
監査対象期間 平成23年度	
監査実施日 平成24年7月30～31日・8月8日、8月24日	
監査の結果	講じた措置 (又は今後の方針等)
(指導事項) 2件 (収入1、契約1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①放置違反金 過年度分 先数 2件 40,000円 ②放置違反金延滞金 平成23年度分 先数 1件 6,500円 ③弁償金 過年度分 先数 1件 456,500円	1) ①平成24年5月31日時点で、放置違反金収入未済額は先数3件46,500円であり、これらは、催促状、電話及び臨戸により任意納付を促したものの滞納者の所在不明、私財不足、法人の倒産のため収入未済となったものです。その後、継続的に滞納処分を視野に入れた所在調査、電話、臨戸等を行ない徴収に努めた結果、平成24年12月31日現在の未済額は、先数2件30,000円となりました。今後も、滞納者の収入や資産状況等の調査や所在不明者の所在調査を継続して行きます。

<p>2) 高齢者更新時講習業務において、一つの支出負担行為により、複数の委託先と単価契約をしているが、各々の委託契約書の推計総金額(複数単価に単価ごとの予定数量を乗じた金額の合計)の合計が、支出負担行為の限度額を超えていた。</p>	<p>③交通事故で破損した信号機復旧に係る弁償の相手方である納人は、平成24年3月に自己破産を申し立て、同年7月に免責許可の決定が確定しておりますが、納人の任意により債務が履行されることも考えられることから、引き続き納人の生活実態などの把握に努め、適正な債権管理に努めて行きます。</p> <p>2) 今後の契約は、業者ごとの予定人数ではなく、県全体の講習予想人数で契約することとします。なお、契約における収入印紙の額を定めるために必要ことから、実施予想額を契約書に付記します。</p>
---	---